

---

## I. 「日本教育保健学会年報」投稿規定

(2002年9月13日改正、2004年12月名称変更による一部改正、  
2010年11月改正、2014年8月体裁変更による一部改正)

---

1. 投稿は、共著者を含め日本教育保健学会会員に限る。
2. 投稿原稿は教育保健研究の進展に寄与するもので、他誌に発表された原稿（予定も含む）の投稿は認めない。
3. 投稿内容は、以下のような倫理規定にもとづくものとする。ヒトを対象とした生物医学的研究ではヘルシンキ宣言（世界医師会総会 1964 年、2000 年修正）を遵守すること。また、実践事例については、対象者の同意や所属機関の承認を得るなどプライバシーに配慮すること。
4. 投稿原稿の種類と内容は、次のように区分する。24 号同様に表で示す。

原稿の種類	内 容	制限頁数
①総説	教育保健に関する研究の総括および解説、活動・政策などの提案	8 頁
②論文	教育保健に関する研究論文（実践的な研究報告を含む）・独創的な論文には「原著」を冠することができる	8 頁
③資料	教育保健に有用な資料など	5 頁
④その他	研究会が会員に知らせるべき記事、編集委員会で認めたもの	1 頁

5. 投稿された原稿は、査読を経て、編集委員会において採否、掲載順位、種類区分を決定する。掲載原稿の著作権は日本教育保健学会に帰属する。
6. 査読は①②の原稿を対象とする。査読の手順は別途「投稿論文査読要領」に定める。
7. ①②③の原稿掲載料は刷り上り制限頁数以内は学会負担、超過頁分は著者負担（1 頁当たり 8000 円）とする。なお 1 頁とは <24 字×44 行×2 段組>の体裁で、字数には「本文」「和文・英文抄録」「図表・写真」「文献」を含む。
8. ②の原稿の内、「原著」審査希望の場合は 800 語以内の英文抄録をつけ、5 つ以内のキーワード（和英両文）を添える。その他の研究論文は、5 つ以内のキーワード（和英両文）をつける。
9. 投稿原稿の著者校正は 2 回までとする。
10. 投稿原稿は、下記の書類等をそろえて、編集委員会委員長宛に書留郵便もしくは宅配便で、締切日までに送付する。

---

## II. 投稿原稿の執筆要領

---

1. 原稿は原則として和文とし、A4 判の用紙に、MS ワード横書きで 1 頁・48 字×44 行で作成する。（なお英文による投稿を希望する場合は編集委員会に問い合わせること。）
2. 新かなづかいを用い、句読点、カッコは 1 字分とする。
3. 外国語は活字体を使用し、半角文字とする。
4. 数字は算用数字とし、半角数字とする。
5. 図表および写真は明瞭なものを用いる。写真はモノクロを使用する。
6. 図表はすべて本文とは別紙とし、原稿の欄外に図表の挿入箇所を朱書により指定する。（図 8 または表 4 など）
7. 印刷・製版に不適当な図表は、書き換え、または割愛を求めることがある。（専門業者に製作を依頼したものの必要経費は、著者負担とする）
8. 文献は引用順に番号をつけて最後に一括し、下記の形式で記す。本文中にも、「……<sup>1)</sup>」のように文献番号をつける。著者が 4 名以上の場合は最初の 3 名を記し、あとは「ほか」（英文では et al.）とする。

## ○記載例

## 〔雑誌の場合〕

- 1) 数見隆生：教育保健の構図、日本教育保健研究会年報、1：3 - 14、1994
- 2) Nader PR. : The Concept of “Comprehensiveness” in the Design and Implementation of School Health Programs. J.Sch.Health, 60 (4), 133 - 138, 1990

## 〔単行本の場合〕

- 3) 藤田和也：養護教諭の教育実践の地平、206 - 221、東山書房、1999

## 〔同一文献を二度以上引用する場合〕

- 4) 森 昭三 前掲書 1)：10 - 15

---



---

### Ⅲ. 投稿論文の査読要領

---



---

1. 投稿原稿の内、①②については査読にまわす。③④については編集委員会において査読ならびに掲載の可否を判断する。
2. 査読者は2名で、第1査読は会員の中から編集委員長が委嘱し、第2査読は、原則として、編集委員が担当する。
3. 第1査読、第2査読は同時に行い、「査読結果」を編集委員長に報告する。与えられる期間は14日間程度とする。
4. 第1査読者、第2査読者の判断が大きく異なる場合は、編集委員長が調整する。
5. 査読に当っては、投稿論文が教育保健研究の進展に寄与するか否か、目的・方法・結論が論理的に一貫しているかを基本に、掲載の可否についての判断（理由）を求める。追加調査や大幅な手直しが必要な場合は、後日の再投稿をすすめ、不採用とする。
6. 「査読結果」は著者に送付し、著者による改定の所要期間は14日間とする。
7. 2回目以降の査読は、第2査読者ならびに編集委員会で実施する。
8. 原則として、電子メールを用いて査読業務を行うものとする。

#### 日本教育保健学会年報26号への投稿要領〔予告〕

- 〔1〕 投稿原稿は、プリント3部とWordとPDFの二つを記憶させた電子メモリー媒体（CD等）を添付すること。なお、郵送と同時に電子データをメールで送付すること。
- 〔2〕 ①プリントの1部には表紙をつけ、表題、著者名、所属機関名、キーワード（以上、和英両文）、②代表者の連絡先：必ず電子メールアドレスを記すこと、③表および図の数、④希望する原稿の種類（「原著」希望の有無）、⑤別刷必要部数（但し費用はすべて著者負担）、を明記すること。  
残りのプリント2部は査読者に送付するため、①表紙は表題のみ、②本文に行の〈通し番号〉をふること、③投稿者の個人情報を掲載しないこと。
- 〔3〕 投稿料として、2,000円の定額郵便為替（文字などは一切記入しない）を同封して納入すること。
- 〔4〕 原稿の締切日は2018年9月30日（日）（消印有効）とする。
- 〔5〕 本学会HPに掲載された電子データ用執筆書式をなるべく活用すること。
- 〔6〕 原稿の送付先

問い合わせ先 山梨 八重子

113-0001 東京都文京区白山1-19-5-401

Tel & Fax : 03-3818-8140

E-mail : yamakuma@me4.seikyoku.ne.jp